

## 消費者委員会 ワーキング・グループ設置・運営規程の改正案 新旧対照表 (案)

現 行	改正案
<p data-bbox="232 296 987 328">消費者委員会 ワーキング・グループ設置・運営規程</p> <p data-bbox="775 392 1093 424">平成26年3月25日</p> <p data-bbox="775 440 1093 472">消費者委員会決定</p> <p data-bbox="647 488 1093 520">最終改正 <u>令和2年11月5日</u></p> <p data-bbox="125 584 1093 663">消費者委員会令（平成21年政令第216号）第四条の規定に基づき、この規程を定める。</p> <p data-bbox="125 727 454 759">第一条～第九条 （略）</p> <p data-bbox="219 871 315 903">附 則</p> <p data-bbox="159 919 869 951">この規程は、平成26年3月25日から施行する。</p> <p data-bbox="159 967 931 999">この規程は、平成27年3月24日から改正施行する。</p> <p data-bbox="159 1015 902 1046">この規程は、平成28年9月6日から改正施行する。</p> <p data-bbox="159 1062 902 1094">この規程は、平成30年2月8日から改正施行する。</p> <p data-bbox="159 1110 902 1142">この規程は、令和2年11月5日から改正施行する。</p>	<p data-bbox="1234 296 1989 328">消費者委員会 ワーキング・グループ設置・運営規程</p> <p data-bbox="1771 392 2089 424">平成26年3月25日</p> <p data-bbox="1771 440 2089 472">消費者委員会決定</p> <p data-bbox="1675 488 2089 520">最終改正 <u>令和 年 月 日</u></p> <p data-bbox="1122 584 2089 663">消費者委員会令（平成21年政令第216号）第四条の規定に基づき、この規程を定める。</p> <p data-bbox="1122 727 1451 759">第一条～第九条 （略）</p> <p data-bbox="1216 871 1312 903">附 則</p> <p data-bbox="1155 919 1865 951">この規程は、平成26年3月25日から施行する。</p> <p data-bbox="1155 967 1933 999">この規程は、平成27年3月24日から改正施行する。</p> <p data-bbox="1155 1015 1899 1046">この規程は、平成28年9月6日から改正施行する。</p> <p data-bbox="1155 1062 1899 1094">この規程は、平成30年2月8日から改正施行する。</p> <p data-bbox="1155 1110 1899 1142">この規程は、令和2年11月5日から改正施行する。</p> <p data-bbox="1155 1158 1883 1190"><u>この規程は、令和 年 月 日から改正施行する。</u></p>

現 行			改正案		
(別紙) ワーキング・グループの名称・目的・構成員  (◎：座長、○：座長代理)			(別紙) ワーキング・グループの名称・目的・構成員  (◎：座長、○：座長代理)		
ワーキング・グループ名称	目的	構成員	ワーキング・グループ名称	目的	構成員
消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ	公正な市場を実現するための消費者法（取引分野）におけるルール形成の在り方、ルールの実効性確保に資する方策並びに行政、事業者及び消費者の役割について検討すること	片山登志子 委員 ○ 新川 達郎 委員 ◎ 丸山絵美子 委員 山本 隆司 委員長	消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ	公正な市場を実現するための消費者法（取引分野）におけるルール形成の在り方、ルールの実効性確保に資する方策並びに行政、事業者及び消費者の役割について検討すること	片山登志子 委員 ○ 新川 達郎 委員 ◎ 丸山絵美子 委員 山本 隆司 委員長
			消費者関連情報の提供の在り方検討ワーキング・グループ	安全安心な市場の醸成、及び消費者自らが安全安心な商品・サービスを選択できること等を目的とし、消費者関連情報につき、事業者等と連携した新たな提供の在り方等を検討すること	○ 受田 浩之 委員 片山登志子 委員 ◎ 新川 達郎 委員